

## 带状疱疹ワクチンの定期接種化について

### 1 概要

令和6年12月18日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、带状疱疹を高年齢インフルエンザ予防接種等と同様に予防接種法のB類疾病の定期接種(自己負担あり)として実施する方針となったことから、概要を報告する。

### 2 対象者

- (1) 65歳の方
- (2) 60～64歳のうち、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が殆ど不可能な程度の障害(身体障害者手帳1級)を有する方
- (3) 65歳を超える方については、5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳の方(※))

※100歳以上の方については、令和7年度に限り全員を対象とする。

※過去に接種歴のある対象者は、医師の認めた場合のみ接種可とする。

### 3 事業開始日

令和7年4月1日

### 4 対象ワクチンと接種回数

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン(ビケン) / 1回
- (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン(シングリックス) / 2回

※対象者は接種時にいずれかを選択

### 5 接種方法

- (1) 被接種者が持参する予診票をもとに、23区内の医療機関で接種
- (2) 23区外の医療機関で接種する場合には、償還払い

※令和7年4月1日以降、予診票が送付されるまでに接種を希望する方には、保健所窓口で予診票を発行

### 6 带状疱疹ワクチン定期接種と任意接種との関係

区では、令和5年3月より50歳以上の区民の带状疱疹ワクチンの任意接種に対し、費用助成を行ってきた。令和7年度は、定期接種の対象外となる50歳以上の区民についても、費用助成の対象とする予定である。